

平成 2 3 年度中小企業組合検定試験問題と解答例

組 合 運 営

【第 1 問】

東日本大震災をきっかけに、中小企業組合においても地震、洪水等の災害対策への関心が一層高まっている。中小企業組合における災害等の危機管理のあり方について、解答用紙の解答欄に 400 字以内で述べなさい（400 字を超えた場合は減点します）。

（解答例）

中小企業組合における危機管理は、組合自身の危機管理と組合員に対する危機管理の両面の対策が必要である。

組合においては、災害発生時に組合員に対して迅速・的確な情報提供体制を確保するため、組合事務所の防災対策、災害時の緊急情報提供機能、緊急・救急物資の備蓄などとともに、その運用を定めた災害危機管理マニュアルの整備が必要である。同時に、職員の防災組織の整備を図るとともに、定期的な防災訓練も必要である。また、組合は公共性の見地から、周辺の住民に対する情報提供や避難・救援機能も併せもつ必要もあろう。

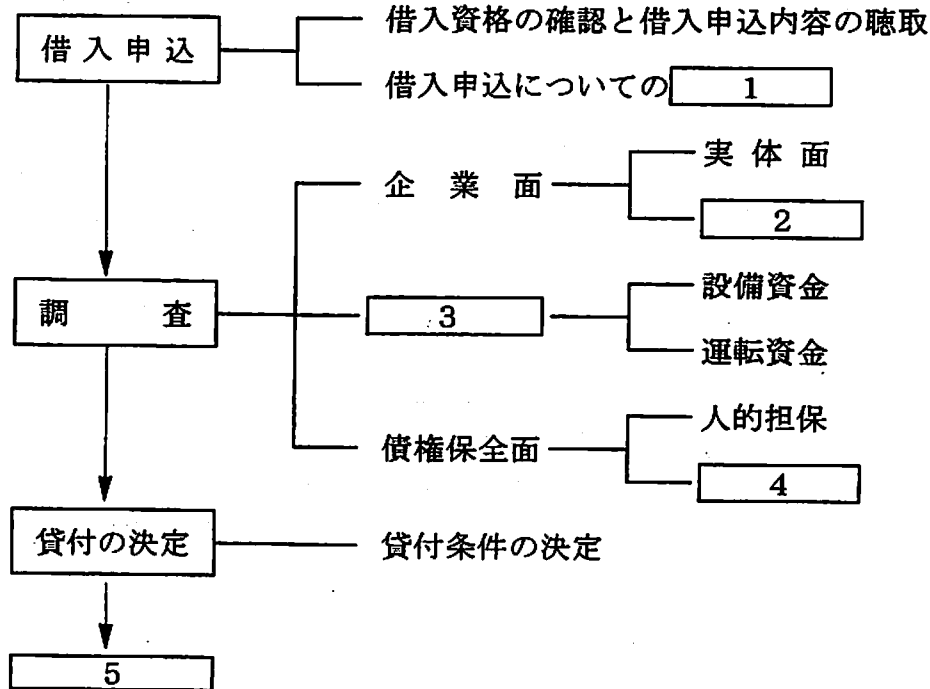
一方、組合員に対しては、災害危機管理マニュアルの策定の指導普及、事業施設の耐震診断、耐震・耐火の推進等、災害時における組合員相互の救援・支援のネットワークづくりなど日頃からの共同の対応を構築する必要がある。

【第2問】

次の図と文章は、組合の経済事業について記したものである。図及び文中の□の中に下記に掲げる語群の中から最も適切な語句を選び、その記号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

1. 共同金融事業について

《貸付手続の流れ》



[1の語群]

- | | | | |
|----------|---------|----------|----------|
| ア. 回収 | イ. 返済資金 | ウ. 貸付の実行 | エ. 資金使途面 |
| オ. 証書貸付 | カ. 留意事項 | キ. 保証 | ク. 物的担保 |
| ケ. 助言、指導 | コ. 従業員 | サ. 経理面 | |

2. 共同受注事業とは、組合が取引の主体となって注文を引き受け、その注文を組合員に生産、加工又は集荷若しくは□6をさせることにより、組合員事業の□7を拡張し、取引条件の改善を図ることである。

[2の語群]

- | | | | |
|----------|---------|--------|---------|
| シ. 地域性 | ス. 取引範囲 | セ. 決済 | ソ. 投機 |
| タ. 役務の提供 | チ. 斡旋 | ツ. 集約性 | テ. 選択範囲 |

3. 共同購買事業の実施の要件としては、個々の組合員の単独取引では、8が取引単位に達しないときや、個々の組合員では、9が乏しく、取引条件が不利なとき、また、10が甚だ大きく、これを省くことが必要なときなどが考えられる。

[3の語群]

ト. 競合他社	ナ. 信用	ニ. 人材	ヌ. 取得免許
ネ. 分類量	ノ. 購入量	ハ. 決済金額	ヒ. 入札条件
フ. 投機嗜好	ヘ. 中間マージン		

【解答】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ケ	サ	エ	ク	ウ	タ	ス	ノ	ナ	ヘ

【第3問】

次に掲げた文章のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい（全部に○印のみ、又は×印のみをつけた場合は、無効解答とします）。

1. 事業協同組合の組合員は個人、法人を問わず事業者でなければならない。
2. 商工組合は、非出資の組合でも経済事業と非経済事業を行うことができる。
3. 組合の使命は、組合員の事業を補完することであり、組合員の事業に直接奉仕することである。
4. 組合事務は、公益性、適法性、民主性、明瞭性で貫かれなければならない。
5. 組合は、法の定めにより参事及び会計主任を置くことが義務づけられている。
6. 組合員の総数が200人を超える組合においては、定款にその旨を定めることにより、総会に代えて総代会を置くことができる。
7. 総代の定数は、総組合員数の20分の1（組合員の総数が1,000人を超える組合は200人）を下ってはならないこととなっている。
8. 共同受注事業における「一括受注」とは、取引先からの注文を組合で一括して引受け、これを組合員に公平に割当て、生産、加工などを行わせ、検査を行った後、発注先へ納品し、代金は組合で決済する方法である。
9. 中小企業組合の中で、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が証明しているのが官公需適格組合である。
10. 官公需適格組合証明の有効期間は5年間である。

【解答】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
○	×	○	○	×	○	×	○	○	×

【第4問】

次の文章は中小企業施策に関して述べたものである。下線の文章が正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい（全部に○印のみ、又は×印のみをつけた場合は、無効解答とします）。

1. 中小企業緊急雇用安定助成金とは、雇用調整助成金の助成内容を拡充した制度で、助成率は雇用調整助成金を上回る5分の4（障害のある人の休業等及び出向については10分の9、解雇等を行っていない場合は助成率が上乘せされて10分の9）である。
2. 法人が支出した交際費は原則損金不算入とされているが、中小法人が支出した交際費等については、600万円を上限として、その9割の損金算入が認められている。
3. 地域中小企業応援ファンドは、対象となる地域の中小企業の成長段階に応じて「スタート・アップ企業応援型」と「ベンチャー企業応援型」の2種類の企業を支援する。
4. 中小企業の事業再生の円滑化を目的とする第二会社方式とは、過剰債務等により財務状況が悪化している中小企業の収益性のある事業を会社分割や事業譲渡により切り離し、他の事業者（第二会社）に承継させ、また不採算部門は旧会社に残し、その後旧会社は特別清算等を行う事業再生手法である。
5. 下請代金支払遅延等防止法では、物品の製造、修理委託及び政令で定める情報成果物作成、役務提供委託の場合、①資本金1億円超の法人が1億円以下の法人又は個人に、②資本金1千万円超1億円以下の法人又は個人に委託する場合が対象となる。

【解答】

1	2	3	4	5
○	○	×	○	×

【第5問】

次に掲げた文章のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい（全部に○印のみ、又は×印のみをつけた場合は無効解答とします）。

1. 法改正に伴って就業規則を改定しなければならなくなった場合であっても、労働者代表の意見を聴く必要がある。
2. 週の所定労働時間が30時間未満のパートタイマーの場合、その勤務日数により、年次有給休暇を比例付与しなければならない。
3. 3歳未満の子を養育していて、育児休業をしていない労働者が申し出た場合、原則として所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。
4. 休日出勤をさせ、事後に代わりの休日を与えた場合、休日出勤日の賃金は通常の賃金（割増賃金のない賃金）で差し支えない。
5. 午後10時以降の時間外労働に対しては、原則として60%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
6. 労働者の募集にあたり、労働者の身長・体重または体力を要件とすることは、特に理由がなくとも差し支えない。
7. 育児休業中で、子が1歳になったときに、保育所入所を希望しているにもかかわらず入所できない場合は、育児休業を子が3歳になるまで延長できる。
8. パートタイマーに昇給や賞与の制度がない場合であっても、雇い入れの際に、その旨文書等で明示する必要がある。
9. 社宅の使用料や社内食堂での食事代を賃金から差し引く場合、労使協定により定める必要がある。
10. 1年以下の有期労働契約が更新された場合であっても、更新回数が3回に満たない場合は、雇い止めの予告は必要ない。

【解答】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
○	○	○	×	×	×	×	○	○	×